| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| ＜趣旨＞ | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）とは、特定施設入居者生活介護であって、当該施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（「基本サービス」という。）及び当該施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（「受託居宅サービス」という。）が行われるものをいう。◆平１１厚令３７第１９２条の２ |  |  |
| 第１の１　指定居宅サービスの事業の一般原則　 | □　指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆平１１厚令３７第３条第１項　□　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。　◆平１１厚令３７第３条第２項□　指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆平１１厚令３７第３条第3項□　指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平１１厚令３７第３条第４項 | 適・否 | 責任者等体制の有・無研修等実施の有・無 |
| 第１の２　基本方針＜法第７３条第１項＞ | □ 本主眼事項第４の９に規定する特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受宅居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。◆平１１厚令３７第１９２条の３第１項□　事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。◆平１１厚令３７第１９２条の３第２項 | 適・否 |  |
| 第１の３　　　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではないか。◆平２５市条例３９第５条第１項□　前項の事業所は、その運営について、暴排条例第２条第４号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。◆平２５市条例３９第５条第２項 | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準＜法第７４条第１項＞１　指定特定施設単体運営事業所 | □　外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。◆平１１厚令３７第１９２条の４第１項 | 適・否 | 施設の入居定員：　人点検時点での入居者数 人利用者数：　　　　人・前年度平均値とする |
| 　ア　生活相談員 | □ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上であるか。◆平１１厚令３７第１９２条の４第１項第１号□　生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事し、かつ常勤であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。◆平１１厚令３７第１９２条の４第５項　◎　「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（３） | 適・否 | 相談員氏名（　　　　　　　　）　 |
| 　イ　介護職　　員 | □　常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに１人以上であるか。◆平１１厚令３７第１９２条の４第１項第２号 | 適・否 | 介護職員　常勤 　　人 非常勤　　　 　人　換算後計　　　　人・要介護　　 人(a)　a÷10＝必要職員数 ＝　　　　人　　　（小数点以下切上） |
| ウ　計画作成担当者 | □　１以上となっているか。◆平１１厚令３７第１９２条の４第１項第３号　　（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）□　専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち１人以上は常勤となっているか。　　ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。◆平１１厚令３７第１９２条の４第６項　◎　「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（３） | 適・否 | 人数：氏名：資格：兼務内容： |
| エ　その他 | □　事業者は、常に１以上の指定特定施設の従業者（外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しているか。　　ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。　　　　◆平１１厚令３７第１９２条の４第４項　◎　「指定特定施設の従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（２） | 適・否 |  |
| ２　指定特定施設及び指定介護予防特定施設の一体的運営事業所 | □　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次のとおりとなっているか。◆平１１厚令３７第１９２条の４第２項 | 適・否 | 施設の入居定員：　人調査時点での総利用者者数 人利用者数：　　　　人・前年度平均値とする |
| ア　生活相談員 | □　常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数（以下「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに１人以上であるか。◆平１１厚令３７第１９２条の４第２項第１号□　生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事し、かつ常勤であるか。ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができる。◆平１１厚令３７第１９２条の４第５項　◎　「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（３） | 適・否 | 相談員氏名（　　　　　　　　） |
| イ　介護職員 | □　常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに１及び介護予防サービス利用者の数が30又はその端数を増すごとに１以上であるか。◆平１１厚令３７第１９２条の４第２項第２号　◎　要介護者の利用者の数に、要支援者である利用者１人を要介護者３分の１人と換算して合計した利用者数をもとに、10又はその端数を増すごとに１以上と算出すること。◆平１１老企２５第３の十の二１（１） | 適・否 | 介護職員　常勤 　　人 非常勤　　　 　人　換算後計　　　　人・要介護　　 人(a)・要支援　　　 人(b)　a÷10＝A　b÷30＝B・Ａ＋Ｂ＝必要職員数 ＝　　　　　人　　（小数点以下切上） |
| ウ　計画作成担当者 | □　１以上となっているか。　　（総利用者数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）◆平１１厚令３７第１９２条の４第２項第３号□　専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなってとなっており、そのうち１人以上は常勤となっているか。　　ただし、利用者及び介護予防サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。◆平１１厚令３７第１９２条の４第６項　◎　「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（３） | 適・否 | 人数：氏名：資格：兼務内容： |
| エ　その他 | □　事業者は、常に１以上の指定特定施設の従業者（外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しているか。　　ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。　　◆平１１厚令３７第１９２条の４第４項　◎　「指定特定施設の従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（２） | 適・否 |  |
| ３　利用者の　数 | □　利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。 　ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数により算定する。◆平１１厚令３７第１９２条の４第３項 | 適・否 |  |
| ４　管理者 | □ 施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　　ただし、施設の管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。◆平１１厚令３７第１９２条の５　◎　「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（３） | 適・否 | 氏名：兼務内容： |
| 第３　設備に関する基準＜法第７４条第２項＞１　建物 | □　施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 　ただし、京都市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。◆平１１厚令３７第１９２条の６第１項、第２項 イ　スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 ロ　非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 ハ　避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。□　施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものとなっているか。◆平１１厚令３７第１９２条の６第５項* 段差の解消、廊下幅の確保等の配慮がなされていること。

□　施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けているか。◆平１１厚令３７第１９２条の６第６項□　施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによっているか。◆平１１厚令３７第１９２条の６第７項 | 適・否 | 届出図面と変更ないか |
| ２　居室 | □　居室は、次の基準を満たしているか。　◆平１１厚令３７第１９２条の６第４項第１号　ア　１の居室の定員は１人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。　　◎　「利用者の処遇上必要と認められる場合」とは、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に２人部屋とすることはできない。なお、平18厚令33附則２条により、既存の指定特定施設における定員４人以下の介護居室について、同附則５条により、既存の又は既存とみなすことができる養護老人ホームに係る特定施設における居室については、個室とする規定を適用しないものとする。　　　　　　◆平１１老企２５第３の十の二２（３）、平１８厚令３３附則第２条、第５条　イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。　ウ　地階に設けていないか。　エ　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直面して設けているか。　オ　非常通報装置又はこれに代わる設備を設けているか。　　◎　非常通報装置等の設置の規定は、利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に、特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである。　　　　ただし、平18附則33第３条により、既存の養護老人ホームに係る特定施設の場合は、平成19年３月31日までの間に非常通報装置等の設置をする旨の計画が立てられていることを要件として、当該規定を満たすこととする。◆平１１老企２５第３の十の二２（４） | 適・否 | 室数：うち多床室数： |
| ３　浴室 | □　身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。◆平１１厚令３７第１９２条の６第４項第２号 | 適・否 | 特浴の有・無 |
| ４　便所 | □　居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。◆平１１厚令３７第１９２条の６第４項第３号　◎　非常通報装置等の設置の規定は、利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に、特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである。　　　ただし、平18附則33第３条により、平成18年4月1日時点で既存の養護老人ホームに係る特定施設の場合は、平成19年3月31日までの間に、非常用設備を設置する旨の計画が立てられていることを要件として、当該規定を満たすこととする。　　◆平１１老企２５第３の十の二２（４）、平１８厚令３３附則第３条 | 適・否 |  |
| ５　食堂 | □　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。◆平１１厚令３７第１９２条の６第４項第４号　　ただし、居室の面積が25平方㍍以上である場合には、食堂を設けないことができる。◆平１１厚令３７第１９２条の６第３項 | 適・否 |  |
| ６ 「適当な広さ」について | □　「適当な広さ」については、面積による基準はないところであるが、それぞれの具体的な面積は利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であり、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示をしているか。◆平１１老企２５第３の十の二２（２） | 適・否 | 「具体的な面積」について重要事項説明書の記載内容及び掲示があるか |
| ７　指定介護予防特定施設との兼用 | 　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準第257条第１項から第７項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。◆平１１厚令３７第１９２条の６第８項 | 適・否 |  |
| ８　経過措置 | 　　平成11年３月31日に現に存する有料老人ホームであって、次のいずれにも該当するものとして平成12年厚生省告示第48号（厚生労働大臣が定める有料老人ホーム）に該当する場合は、浴室及び食堂を設けないことができる。◆平１１厚令３７附則第１３条　イ　養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム（「養護老人ホーム等」という。）を併設しており、入所者が当該養護老人ホーム等の浴室及び食堂を利用することができるものであること。 ロ　入所定員が50人未満であること。 ハ　入所者から支払を受ける家賃並びに管理及び運営費の合計額（「家賃等」という。）が比較的低廉であること。 ニ　入所者から利用料、平成11年３月31日厚生省令第37号の第182条第３項各号（本主眼事項第４の６）に掲げる費用及び家賃等以外の金品（一定期間経過後又は退所時に全額返還することを条件として入所時に支払を受ける金銭を除く。）の支払を受けないこと。 | 適・否 | 【　該当の有・無　】 |
| 第４　運営に関する基準＜法第７４条第２項＞１　内容及び手続の説明及び契約の締結等 | □ 事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、当該事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業者」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及びサービスの提供に関する契約を文書により締結しているか。◆平１１厚令３７第１９２条の７第１項◎　サービスの選択に資すると認められる重要事項◆平1１老企２５第３の十の二３（１）　　ア　運営規程の概要　　イ　従業者の勤務の体制 ウ　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容 エ　受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称並びに居宅サービスの種類　　オ　居室、浴室及び食堂の概要　　カ　要介護状態区分又は要支援状態の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護サービスの内容 キ　安否確認の方法及び手順　　ク　利用料の額及びその改定の方法　　ケ　事故発生時の対応 等 ◎ 契約書に記載すべき事項◆平１１老企２５第３の十の二３（１）　　　少なくとも、介護サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載すること。□ 事業者は、契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。◆平１１厚令３７第１９２条の７第２項□　事業者は、より適切なサービスを提供するため、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約書に明記しているか。◆平１１厚令３７第１９２条の７第３項※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 ◆平１１厚令３７第８条第２項準用 | 適・否 | 最新の重要事項説明書及び契約書で確認契約の時期確認（自立時から入所の場合、要介護等認定を受けてから改めての契約か） |
| ２　受給資格等の確認 | □ サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平１１厚令３７第１１条第１項準用□ 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。　　◆法７３条第２項、平１１厚令３７第１１条第２項準用 | 適・否 | 対処方法確認（申込時にコピー等）記載例あるか。あれば当該事例の計画確認 |
| ３　要介護認定の申請に係る援助 | □ サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。◆平１１厚令３７第１２条第１項準用□ 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。◆平１１厚令３７第１２条第２項準用 | 適・否 | 認定申請を強要していないか更新時期の管理方法確認 |
| ４　指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等 | □ 正当な理由なく入居者に対するサービスの提供を拒んではいないか。◆平１１厚令３７第１７９条第１項準用□ 入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。◆平１１厚令３７第１７９条第２項準用□ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。◆平１１厚令３７第１７９条第３項準用□ サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。◆平１１厚令３７第１７９条第４項準用 | 適・否 | 【拒否事例の有・無】あればその理由特に希望すれば他の居宅サービスを受けることが可能であることについて、入所者に教示しているか事例あるか。あればその際の対応内容 |
| ５　サービスの提供の記録 | □ サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。◆平１１厚令３７第１８１条第１項準用□ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。◆平11厚令３７第１８１条第２項準用 ◎　サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録すること。◆平11老企25第３の十の３（３）②準用　◎　当該記録は、５年間保存しなければならない。　　　◆平１１老企２５第３の十３（３）②準用、平２５市条例３９第６条 | 適・否 |  |
| ６　利用料等の受領 | □ 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。◆平11厚令３７第１８２条第１項準用□ 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。◆平11厚令３７第１８２条第２項準用　◎　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。◆平１１老企２５第３の一３（１１）②準用□ 事業者は、上記の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けているか。◆平11厚令３７第１８２条第３項準用　ア　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用　イ　おむつ代　ウ　ア及びイに掲げるもののほか、当該サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 ◎　保険給付となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。　　◆平11老企２５第３の十３(４)②準用 ◎　ウの費用の具体的な範囲については、別に通知された「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平1２老企５２）、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平1２老企５４）に沿って適切に取り扱うこと。◆　◆平11老企２５第３の十の３(４)②準用□ 上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平１１厚令３７第１８２条第４項準用 ※　当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は、利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りるが、以後当該同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときはその都度、同意書により確認するものとする。◆平1２老振７５、老健１２２連番 ※　上記アからウに掲げる費用に係るサービス以外のもので、個人の希望を確認した上で提供されるものについても、同様の取扱いが適当である。□ サービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、次の領証を交付しているか。◆法第４１条第８項□ 領収証には、サービス提供について支払を受けた費用の額のうち、保険適用の自己負担額及びその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。◆施行規則第６５条 | 適・否 | 領収証確認利用者の同意がなく、償還払いの対象となった事例の【　有・無　】その他利用料・・・・・・・同意が確認できる文書確認振込や口座引落の場合、交付時期及び方法を確認 |
| ７　保険給付の請求のための証明書の交付 | □　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。◆平１１厚令３７第２１条準用 | 適・否 | 事例あれば実物控え又は様式確認 |
| ８　指定特定施設入居者生活介護の提供の取扱方針 | □ 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。◆平１１厚令３７第１８３条第１項準用□ サービスは、本主眼事項第４の９に定める特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。◆平１１厚令３７第１８３条第２項準用□ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。◆平１１厚令３７第１８３条第３項準用□ サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。◆平１１厚令３７第１８３条第４項準用□ 上記の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。◆平１１厚令３７第１８３条第５項準用　◎　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。　　　なお、当該記録は、５年間保存しなければならない。　　◆平１１老企２５第３の十-３（５）①準用、平２５市条例３９第６条□　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。◆平１１厚令３７第１８３条第６項第１号準用◎　「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。　　　なお、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行するうえで支障がないと考えられる者を選任すること　（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者なお、身体的拘束等適正化検討委員会は、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束等適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。また、身体的拘束等適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。指定特定施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。◆平１１老企２５第３の十３（５）②準用① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。② 介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。③ 身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。□　身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。　　◆平１１厚令３７第１８３条第６項第２号準用◎　指定特定施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。◆平１１老企２５第３の十３（５）③準用① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方② 身体的拘束等適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針□　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。　　◆平１１厚令３７第１８３条第６項第３号準用◎　介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。　◆平１１老企２５第３の十３（５）④準用□ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。◆平１１厚令３７第１８３条第７項準用 | 適・否 | 拘束事例 人それぞれ記録確認「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」三要件の検討状況の確認□ 委員会の開催（記録）　（3月に1回以上）□　委員会のメンバー□　身体的拘束等の適正化のための指針【　有　・　無　】□　身体的拘束等の適正化のための研修（２回／年以上）　　　年　　月　　日　　　年　　月　　日新規採用時の研修【　有　・　無　】自主点検の有・無第三者評価受検の有・無 |
| ９　特定施設サービス計画の作成 | □ 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平１１厚令３７第１８４条第１項準用□ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。◆平１１厚令３７第１８４条第２項準用□ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議のうえ、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容並びにサービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。◆平１１厚令３７第１８４条第３項準用 ◎　当該計画は、介護保険給付の対象とならない介護サービスに関する事項も含めたものとする。なお、計画の作成及び実施に当たっては、利用者の希望を十分勘案すること。◆平１１老企２５第３の十３（６）準用 ◎　当該特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型特定施設従業者と受託居宅サービス事業者と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成すること。◆平１１老企２５第３の十の二３（６）① ◎　受託居宅サービス事業者のサービス計画（訪問介護計画、訪問看護計画、通所介護計画、地域密着型通所介護等）は、特定施設サービス計画と整合を図ること。◆平１１老企２５第３の十の二３（６）②□ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ているか。◆平１１厚令３７第１８４条第４項準用□ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。　◆平１１厚令３７第１８４条第５項準用□　交付した特定施設サービス計画は、５年間保存しなければならない。◆平１１老企２５第３の十３（６）準用、平２５市条例３９第６条□ 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。◆平１１厚令３７第１８４条第６項準用□　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の変更を行う際も上記に準じて取り扱っているか。◆平１１厚令３７第１８４条第７項準用 | 適・否 | ツール：アセス実施方法・ケアマネ実施・担当者実施、ケアマ　ネがチェック・職種ごとで項目を分　担して実施・その他同意を文書で確認どれだけの内容に同意したかも確認できるか交付したことの記録【　有・無　】モニタリングの方法、実施頻度（　　　　　　　　） |
| 10　受託居宅サービスの提供 | □　特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。◆平１１厚令３７第１９２の８条第１項 ◎　「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護サービス提供等に係る情報伝達、特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。　　◆平１１老企２５第３の十の二３（２）①□　受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。◆平１１厚令３７第１９２の８条第２項、平１１老企２５第３の十の二３（２）② | 適・否 | 左記会議開催等について記録で確認報告文書内容の確認・提供日時・時間・具体的な内容　等 |
| 11　相談及び援助 | □　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。　◆平１１厚令３７条第１８７条準用　◎　社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続等に関する情報提供又は相談である。　　◆平１１老企２５第３の十３（８）準用 | 適・否 |  |
| 12　利用者の家族との連携等 | □　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。◆平１１厚令３７条第１８８条準用　◎　利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等、常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会を確保するよう努めなければならない。◆平１１老企２５第３の十３（９）準用 | 適・否 | 機会の有無、頻度家族への周知方法 |
| 13　利用者に関する市町村への通知 | □　利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。◆平１１厚令３７第２６条準用　①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| 14　緊急時等の対応 | □　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆平１１厚令３７第５１条準用　◎　協力医療機関について◆平１１老企２５第３の二３（３）準用　ア　通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。 イ　緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | 適・否 | 【マニュアルの有・無】従業者への周知方法 |
| 15　管理者の責務 | □ 管理者は、当該施設の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。◆平１１厚令３７第５２条第１項準用□ 管理者は、当該施設の従業者に、本主眼事項第４の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。◆平１１厚令３７第５２条第２項準用 | 適・否 | 氏名：管理者が掌握しているか |
| 16　運営規程 | □　指定特定施設ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めているか。◆平１１厚令３７第１９２条の９　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）◆平１１老企２５第３の一３（１９）①準用　ウ　入居定員及び居室数　エ　外部サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ◎　サービスの内容については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指す。◆平１１老企２５第３の十の二の３（３）① オ　受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地　カ　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続　キ 施設の利用に当たっての留意事項　ク　緊急時等における対応方法　ケ　非常災害対策　コ　虐待の防止のための措置に関する事項◎　本主眼事項第４の３０の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。◆平１1老企２５第３の一３（１９）⑤準用サ　その他運営に関する重要事項 ◎　従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと。　　　◆平１１老企２５第３の十の二の３（３）② ◎　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。　◆平１１老企２５第３の十の二の３（３）② | 適・否 | 変更ある場合、変更届が出ているか（人員のみなら4/1付）その他の利用料は金額明示か（実費も可）重要事項説明書と不整合ないか□職員の職種・員数□利用料・その他費用 |
| 17 受託居宅サービス事業者への委託　　　　　　 1  2 3 4 5 6 7 8 | □　受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行っているか。　　◆平１１厚令３７第１９２条の１０第１項　◎　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において以下の事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、受託居宅サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。　◆平１１老企２５第３の十の二３（４）① ア　当該委託の範囲 イ　当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　受託居宅サービス事業者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨 エ　当該委託業務に関し受託居宅サービス事業者に対し指示を行い得る旨 オ　当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう「エ」の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨 カ　受託居宅サービス事業所が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ◎ 上記ウ及びオの確認の結果の記録を作成すること。　　　　　　◆平１１老企２５第３の十の二３（４）② ◎ 上記エの指示は文書により行うこと。　　　　　　◆平１１老企２５第３の十の二３（４）③◎　上記ウ及びオの確認の結果の記録を５年間保存すること。　　　　　　◆平１１老企２５第３の十の二３（４）④　、平２５市条例３９第６条 ◎　居宅サービスを提供する受託居宅サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。◆平１１老企２５第３の十の二３（４）⑤□　受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者か。◆平１１厚令３７第１９２条の１０第２項□　受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定福祉用具貸与、指定地域密着型通所介護及び指定認知症対応型通所介護となっているか。　◆平１１厚令３７第１９２条の１０第３項□　事業の開始に当たっては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護又は地域密着型通所介護を提供する事業者と、1に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。　◆平１１厚令３７第１９２条の１０第４項 ◎　法第70条第１項及び施行規則第123条第１項により、当該受託居宅サービス事業者及び当該受託居宅サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を京都市長に提出しなければならない。◆平１１老企２５第３の十の二３（４）⑥　◎　地域密着型サービスについては、その趣旨を踏まえ、原則として指定特定施設と同一の市町村区域内に所在する指定通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所と契約を締結することが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の十の二３（４）⑦□ 3に規定する受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、4の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、1に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。◆平１１厚令３７第１９２条の１０第５項□ 3の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しているか。◆平１１厚令３７第１９２条の１０第６項　◎　指定地域密着型通所介護については、施行日（平成28年4月1日）前日において、現に指定特定施設と同一の市町村の区域外に所在する指定通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結している場合があることから当面の間は同項に規定しないこととするが、地域密着型サービスの趣旨を踏まえ、原則として指定特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所と契約を締結することが望ましい。◆平１１老企２５第３の十の二３（４）⑦□ 受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。◆平１１厚令３７第１９２条の１０第７項 ◎　当該指揮命令には、本主眼事項第４の８の身体拘束等の禁止並びに第４の22の秘密保持等、第４の28の事故発生時の対応及び第４の14の緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該サービスの提供に当たる受託居宅サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。　　◆平11老企２５第３の十の二３（４）⑧□ 受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。◆平１１厚令３７第１９２条の１０第８項 | 適・否 | 受託先（契約書有無）訪問介護（有・無）（　　　　　　　　）訪問看護（有・無）（　　　　　　　　）通所介護（有・無）（　　　　　　　　）その他（有・無）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）（　　　　　　　　）委託契約書確認（左記ア～キについて記載があるか）□左記ウ・オの確認結果記録→＜有・無＞□左記エの指示文書　→＜有・無＞定期確認の記録→＜　有・無　＞ |
| 18　勤務体制の確保等 | □ 利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。◆平11厚令３７第１９０条第１項準用 ◎　原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。◆平１１老企２５第３の十３（１１）①準用□ 当該施設の従業者によって、サービスを提供しているか。　　ただし、事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。◆平１１厚令３７第１９０条第２項準用　◎　業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合は、委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めること。　　　この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはならない。　　　なお、給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、この限りでない。◆平１１老企２５第３の十３（１１）②準用　　ア　当該委託の範囲　　イ　当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件　　ウ　受託者の従業者により当該委託業務が本主眼事項第４の基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨　　エ　委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨　　オ　委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう上記エの指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨　　カ　受託者が実施した当該委託業務により入所者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在　　キ　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項　◎　エの指示は文書で行うこと。◆平１１老企２５第３の十３（１１）④準用□　上記ただし書の規定により業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。◆平１１厚令３７第１９０条第３項準用◎　上記ウ及びオの確認の結果を記録すること。　　　◆平１１老企２５第３の十３（１１）③準用　◎　上記ウ及びオの確認の結果の記録を５年間保存しているか。　　　◆平１１老企２５第３の十３（１１）⑤準用、平２５市条例３９第６条□ 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。◆平１１厚令３７第１９０条第４項準用◎　前段は、従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。また、後段は、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。◆平１１老企２５第３の二３（６）③準用□　事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。◆平１１厚令３７第１９０条第５項準用◎　事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。◆平１１老企２５第３の一３（２１）④準用イ　事業主が講ずべき措置の具体的内容事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。ａ　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24 号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。ロ　事業主が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。 | 適・否 | 実際に使用されている勤務表確認委託あれば委託契約で内容確認文書で指示した事例あれば内容確認確認頻度を記録で確認内部研修実施状況確認・記録の有・無（実施日時、参加者、配布資料　等）ハラスメント対策の実施【　有　・　無　】カスタマーハラスメント対策の実施【　有　・　無　】 |
| 19　業務継続計画の策定等 | □　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。　◆平１１厚令３７第３０条の２第1項準用□　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 ◆平１１厚令３７第３０条の２第２項準用◎　業務継続計画の策定等　◆平11老企２５第３の十の３（１２）準用①　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。イ　感染症に係る業務継続計画ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ　初動対応ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）ロ　災害に係る業務継続計画ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ　他施設及び地域との連携③　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。□　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。◆平１１厚令３７第３０条の２第３項準用 | 適・否 | 業務継続計画の【　有・無　】【感染症　　有・無】【非常災害　有・無】※(減算規定あり）左記の必要な項目が網羅されているか研修の開催年２回以上必要実施日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無　【　有　・　無　】訓練の実施年２回以上必要実施日　　年　　月　　　日見直しの頻度 |
| 20　非常災害対策 | □　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。　　◆平１１厚令３７第１０３条第１項準用　◎　　非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。◆平１１老企２５第３の六３（７）①準用　◎　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。◆平１１老企２５第３の六３（７）①準用　◎　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に行わせること。 　　また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。◆平１１老企２５第３の六３（７）①準用□　前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。◆平１１厚令３７第１０３条第２項準用◎　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。◆平１１老企２５第３の六３（７）②準用 | 適・否 | 【　計画の有・無　】訓練実施記録確認（年２回以上実施しているか。）【実施日】　　年　　月　　日　　年　　月　　日※平成24年4月20日老老発0420第1号等「介護保険施設等における防火対策の強化について」を参照 |
| 21　衛生管理等 | □ 　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。◆平１１厚令３７第１０４条第１項準用◎　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。◆平１１老企２５第３の六３（８）①イ準用◎　インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途発出されている通知に基づき適切な措置を講じること。◆平１１老企２５第３の六３（８）①ロ準用◎　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。　　　　◆平１１老企２５第３の六３（８）①ハ準用□ 　当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じているか。　◆平１１厚令３７第１０４条第２項準用一　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 二　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。三　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。◎　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。◆平11老企２５第３の十の３（１３）②準用イ　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会当該施設における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など施設の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。ロ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該施設における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。ハ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施すること。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、施設内で行うものでも差し支えなく、当該施設の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 適・否 | 従業者健康診断の扱い浴槽の種類：循環型　　　　　　その他完全換水頻度：　回/消毒方法：水質検査頻度：インフルエンザ予防接種実施状況（従業者・入所者）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会おおむね６月に１回開催が必要開催日　　年　　　月　　日　　年　　　月　　日感染対策担当者名指針の有・無研修及び訓練の開催年２回以上必要開催日　　年　　月　　日　　年　　月　　日新規採用時の研修の有無【　有　・　無　】 |
| 22　掲示 | □　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、特定施設従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平１１厚令３７第３２条第１1項準用□　重要事項を記載した書面を施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。◆平１１厚令３７第３２条第２項準用　◎　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で施設内に備え付けることで掲示に代えることができる。◆平１１老企２５第３の一３（２４）②準用□　事業者は、原則として、重要事項をウェプサイトに掲載しているか。　　◆平１１厚令３７第３２条第３項準用　◎　運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を施設の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、原則として、重要事項を当該事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、事業者は、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うに当たり、次に掲げる点に留意する必要がある。◆平１１老企２５第３の一３（２４）①準用イ　施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。ロ　勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示することを求めるものではないこと。　　ハ　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する事業所（※）については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第32条第３項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第１項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第２項や居宅基準第217条第１項の規定に基づく措置に代えることができること。　　　※　前年の１月～12月において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業所 | 適・否 | 苦情対応方法も掲示されているか（窓口として関係区役所・国保連の記載あるか）ウェブサイト掲載の有無【　有　・　無　】※　令和７年度から義務化 |
| 23　秘密保持　等 | □ 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。◆平１１厚令３７第３３条第１項準用□ 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。◆平１１厚令３７第３３条第２項準用 ◎　具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。◆平１１老企２５第３の一３（２５）②準用※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第１６条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。□ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。◆平１１厚令３７第３３条第３項準用　◎　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。◆平１１老企２５第３の一３（２５）③準用 | 適・否 | 従業者への周知方法就業規則等確認講じた措置の内容同意文書確認 |
| 24　広告 | □　施設について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。◆平１１厚令３７第３４条準用 | 適・否 | 【　広告の有・無　】あれば内容確認 |
| 25　協力医療機関等 | □ 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。◆平１１厚令３７第１９１条第１項準用 ◎ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。◆平１１老企２５第３の十３（１５）①準用　◎　協力医療機関は、特定施設から近距離であることが望ましい。　　　◆平１１老企２５第３の十３（１５）準用□　協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。◆平１１厚令３７第１９１条第２項準用　①　利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。　②　当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。　◎　特定施設入居者介護の入居者の病状の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めなければならない。　　連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟(200床未満)を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下、在宅療養支援病院等）と連携を行うことが想定される。なお、令和６年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、前述の在宅療養支援病院等を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。◆平１１老企２５第３の十３（１５）②準用□　１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った京都市長に届出を行っているか。◆平１１厚令３７第１９１条第３項準用　◎　協力医療機関と実効性のある連携体制を確保する観点から、年に１回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を都道府県に届け出ることを義務づけたものである。届出については、別紙１によるものとする。協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに京都市長に届け出ること。◆平１１老企２５第３の十３（１５）③準用□　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第２種協定指定医療機関（次項において「第２種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。　◆平１１厚令３７第１９１条第４項準用　◎　特定施設入居者介護事業者の入居者における新興感染症の発生時等に、感染者の診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築しておくため、感染症法第６条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である病院又は診療所との新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしたものである。　　　取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後４か月程度から６カ月程度経過後）において、特定施設入居者介護事業者の入居者が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。なお、第２種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。　　◆平１１老企２５第３の十３（１５）④準用□　協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。◆平１１厚令３７第１９１条第５項準用　◎　協力医療機関が第２種協定指定医療機関である場合には、第３項で定められた入居者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行うことを義務付けるものである。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取り決めがなされない場合も考えられるが、協力医療機関のように日頃から連携のある第２種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましい。　　◆平１１老企２５第３の十３（１５）⑤準用□　利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めているか。　◆平１１厚令３７第１９１条第６項準用　◎　「速やかに入居させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも退院後に再入居を希望する入居者のために常に居室を確保しておくということではなく、できる限り円滑に再入居できるよう努めなければならないということである。　　◆平１１老企２５第３の十３（１５）⑥準用□ あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。　　◆平１１厚令３７第１９１条第７項準用　◎　協力歯科医療機関は、特定施設から近距離であることが望ましい。　◆平１１老企２５第３の十３（１５）準用 | 適・否 | 病院名： |
| 26　地域等との連携 | □ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。◆平１１厚令３７第１９１条の２第１項準用　◎　地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。◆平１１老企２５第３の十３（１５）①準用□ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。◆平１１厚令３７第１９１条の２第２項準用◎　市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。◆平１１老企２５第３の十３（１５）②準用 | 適・否 | 交流の機会、頻度ボランティアの有無市町村事業（相談員派遣等）受入の有無 |
| 27　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | □　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。◆平１１厚令３７第３５条準用 | 適・否 |  |
| 28　苦情処理 | □ 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。◆平１１厚令３７第３６条第１項準用 ◎　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、施設に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、本主眼事項第４の22（掲示）に準ずるものとする。◆平１１老企２５第３の一３（２８）①準用□ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。◆平11厚令37第36条第2項準用 ◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。◆平１１老企２５第３の一３（２８）②準用□ 提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。　　また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平１１厚令３７第３６条第３項準用□ 市町村からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を市町村に報告しているか。◆平１１厚令３７第３６条第４項準用□ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。◆平１１厚令３７第３６条第５項準用□ 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。◆平１１厚令３７第３６条第６項準用 | 適・否 | 【マニュアルの有・無】一次窓口及び担当者（　　　　　　　　）事例確認あれば処理結果確認事例の有・無直近事例（　　　年　　月）事例の有・無直近事例（　　　年　　月） |
| 29　事故発生時の対応 | □ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆　平１１厚令３７第３７条第１項準用　◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。◆　平１１老企２５第３の一３（３０）①準用□ 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。◆平１１厚令３７第３７条第２項準用 ◎　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。◆平１１老企２５第３の一３（３０）③準用□ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。◆平１１厚令３７第３７条第３項準用* 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。

◆平１１老企２５第３の一３（３０）②準用 | 適・否 | 【マニュアルの有･無】従業者への周知方法事例確認事例分析しているかヒヤリハットの有･無賠償保険加入の有･無保険名： |
| 30　虐待の防止 | □　虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。◆平11厚令３７第３７条の２準用一　当該施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。二　施設における虐待の防止のための指針を整備すること。三　施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。四　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。◎　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、入居者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。◆平11老企２５第３の十の３（１６）・虐待の未然防止高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第１の１の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。・虐待等の早期発見施設の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、入居者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。・虐待等への迅速かつ適切な対応虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（第１号）虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。イ　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関することロ　虐待の防止のための指針の整備に関することハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することホ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること②　虐待の防止のための指針(第２号)事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。イ　施設における虐待の防止に関する基本的考え方ロ　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項チ　入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項③　虐待の防止のための従業者に対する研修（第３号）従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、施設における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、施設内での研修で差し支えない。④　虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第４号）　　　　施設における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。　　　　（※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 | 適・否 | 虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無　【有・無】虐待の防止のための指針の有無　【有・無】虐待の防止のための研修年２回以上必要　年　　月　　　日新規採用時の虐待の防止のための研修の有無【　有　・　無　】担当者名【　　　　　　　　】 |
| 31　会計の区　分 | □ 施設ごとに経理を区分するとともに、特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。◆平１１厚令３７第３８条準用□ 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。◆平１３老振１８ | 適・否 |  |
| 32　記録の整備　 | □ 従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業書に関する諸記録を整備しているか。　　◆平１１厚令３７第１９２条の１１第１項□ 利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から５年間保存しているか。◆平１１厚令３７第１９２条の１１第２項、平２５市条例３９第６条　ア　特定施設サービス計画 イ　本主眼事項第４の10の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録 ウ　本主眼事項第４の17の8の規定による結果等の記録 エ　本主眼事項第４の13の規定による市町村への通知に係る記録 オ　本主眼事項第４の28の規定による苦情の内容等の記録 カ　本主眼事項第４の29の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 キ　本主眼事項第４の５の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ク　本主眼事項第４の８の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ケ　本主眼事項第４の18の規定による結果等の記録◎　「その完結の日」とは、上記アイ及びエからクまでの記録については、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日、上記ウの記録については、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について確認した日、上記ケの記録については指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指すものとする。◆平11老企２５第３の十の二３（５） | 適・否 | ２年間から５年間に変更になったことに留意 |
| 33　電磁的記録等 | □　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存 その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（本主眼事項第４の２及び５並びに次に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。◆平１１厚令３７第２１７条第１項◎　電磁的記録について　◆平１１老企２５第５の１⑴　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。⑵　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法⑶　その他、居宅基準第217 条第１項及び予防基準第293 条第１項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によること。⑷　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。□　指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。◆平１１厚令３７第２１７条第２項◎　電磁的方法について　◆平１１老企２５第５の２⑴　電磁的方法による交付は、居宅基準第８条第２項から第６項まで及び予防基準第49条の２第２項から第６項までの規定に準じた方法によること。⑵　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。⑶　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。⑷　その他、居宅基準第217条第２項及び予防基準第293 条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、⑴から⑶までに準じた方法によること。ただし、居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。⑸　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 | 適・否 |  |
| 第５　変更の届出等＜法第７５条＞ | □ 当該指定に係る施設の名称及び所在地その他施行規則第131条で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都市長に届け出ているか。◆規則第１３１条　 | 適・否 |  |
| 第６　介護給付費の算定及び取扱い＜法第４１条第４項＞１　基本的事項 | □　サービスに要する費用の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。◆平１２厚告１９の一◎　ただし、事業者が施設ごとに指定単位数より低い単位数を設定する旨を、市に事前に届出を行った場合は、この限りではない。◆平１２老企３９□ サービスに要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。◆平１２厚告１９の二　※　１単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表２）を乗じて得た額とする。 □ １単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平１２厚告１９の三□　入所等の日数の数え方について◆平１２老企４０第２の１（２） ア　原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含む。 イ　ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下「介護保険施設等」という。）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間で、利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。 ウ　介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の医療保険適用病床又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものに入院する場合は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。 | 適・否 | 京都市：5級地１単位：10.45円 |
| ２　算定基準 | □　指定特定当該施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数（以下アからコまで）を基に得た当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める限度単位数（注）を限度として算定しているか。◆平１２厚労告１９別表１０注２　注　厚生労働大臣が定める単位数◆平１８厚告１６５第１号ロ　　　限度単位数　　(1) 要介護１　　　16,355 単位　　　　　　　　　　(2) 要介護２　　　18,362 単位　　　　　　　　　　(3) 要介護３　　　20,490 単位　　　　　　　　　　(4) 要介護４　　　22,435 単位　　　　　　　　　　(5) 要介護５　　　24,533 単位 | 適・否 |  |
| 　　　報酬の算定及び支払方法並びに委託料 | ◎　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分（当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が自ら行う特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等に相当する部分）及び各サービス部分（当該事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）が提供する居宅サービス部分）からなり、イ及びロの単位数を合算したものに特定施設入居者生活介護の１単位の単価を乗じて得た額が一括して外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる。　　介護職員が居宅サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、イの基本サービス部分についてのみ適用されることとなる。　　なお、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者においては、居宅サービス基準上、看護職員の配置は義務付けられていない。◆平１２老企４０第２の４（２）①　イ　基本サービス部分は１日につき84単位とする。　ロ　各サービス部分については、特定施設サービス計画に基づき受託居宅サービス事業者が各利用者に提供したサービスの実績に応じて算定される。また、各サービス部分の対象サービス及び単位数については、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）の定めるところにより、当該告示で定める単位数を上限として算定する。　　　なお、当該告示に定める各サービスの報酬に係る算定方法については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成11年厚生省告示第19号）に定める各サービスの報酬に係る算定方法と同趣旨となるが、次の点については取扱が大きく異なるので、留意されたい。　　ア　訪問介護について　　　・　訪問介護に係る報酬額については、15分ごとの算定となっていること。　　　・　介護福祉士又は介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限り、算定すること。　　イ　訪問看護について　　　・　保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供に限り算定すること。◎　外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものである。◆平１２老企４０第２の４（２）② | 適・否 |  |
| 　ア　基本サービス費 | □ 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が基本サービス（指定居宅サービス基準第192条の２に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合、１日につき84単位を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の１注１ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　イ　障害者等支援加算 | □　養護老人ホームである指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者（注）に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、１日につき20単位を所定単位数に加算しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の１注２注　厚生労働大臣が定める者　◆平２１厚告８２第１号　　　知的障害又は精神障害を有する利用者であって、これらの障害の状況により、指定居宅サービス基準第192条の２に規定する基本サービスの提供に当たって、特に支援を必要とするもの　◎「知的障害又は精神障害を有する者」とは、具体的には以下の障害等を有する者を指すものである。◆平１２老企４０第２の４（２）③　　ａ　療育手帳の交付を受けた者ｂ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者　　ｃ　医師により、ａ又はｂと同等の症状を有するものと診断された者 | 適・否 | 【　算定の有・無　】手帳や医師の診断書を確認 |
| 　ウ 訪問介　　護 | □　利用者に対して、受託居宅サービス事業者の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の２注１□　身体介護中心型　　身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に以下の単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の２注２　イ　所要時間15分未満の場合　　　　　　　　 　　 94単位　ロ　所要時間15分以上30分未満の場合　　　　　　 189単位 ハ　所要時間30分以上１時間30分未満の場合　　　256単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに85単位を加算した単位数 ニ　所要時間１時間30分以上の場合　　　548単位に所要時間１時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数□　生活援助中心型　　単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる法第８条第２項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に以下の単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の２注３　イ　所要時間15分未満の場合　　　　　　　　　　　 48単位 ロ　所要時間15分以上１時間未満の場合　　　94単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数 ハ　所要時間１時間以上１時間15分未満の場合　　　214単位　ニ　所要時間１時間15分以上の場合　　　　　　　　256単位□　通院等乗降介助　　利用者に対して、通院等のため、当該事業者の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続、移動等の介助を行った場合に１回につき85単位を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の２注４ | 適・否 | 【　算定の有・無　】□基本１人の利用者に対して訪問介護員が１対１で行っているか□特別な事情により複数の利用者に対して行う場合は、１回の所要時間を１回の利用者の人数で除した結果の利用者１人当たりの所要時間に応じて請求しているか　（重複した所要時間により請求不可）□提供実績内容が適正な区分（身体・生活）により請求されているか　 |
| 　エ　訪問入浴介護 | □　利用者に対して受託居宅サービス事業者の看護職員１人及び介護職員２人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　なお、訪問介護入浴介護費のイの注１から注10まで及びロからへまでについては適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第１の３ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| オ　訪問看　護 | □イ　通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他利用者等告示（平27厚告94）第４号に規定する疾病等の患者を除く。）に対して、受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の４イ　□ロ　所要時間が20分未満のものについては、指定訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定訪問看護が週１回以上含まれている場合に限り、算定しているか。　　◆平１８厚労告１６５別表第１の４ロ□ハ　訪問看護費のイの(1)又はロの(1)について、准看護師が指定訪問看護を行った場合は、訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第１の４ハ□ニ　訪問看護費のイの(5)について、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が１日に２回を超えて指定訪問看護を行った場合、１回につき100分の81に相当する単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第１の４ニ□ホ　上記イからニまでについては、訪問看護費のイからハまでの注１から注16まで及び注18から注20まで並びにニからリまでについては、適用しない。　◆平１８厚労告１６５別表第１の４ホ | 適・否 | 【　算定の有・無　】□准看護師による提供はされていないか　（算定不可） |
| 　カ　訪問リハビリテーション | □　通院が困難な利用者に対して、受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　なお、訪問リハビリテーション費のイの注１から注11まで、注13及び注14並びにロからニまでについては、適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第１の５ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| キ　通所介　護 | □　利用者に対して、受託居宅サービス事業者が、厚生労働大臣が定める施設基準第５号イからハまで（通常規模型、大規模型（Ⅰ）、（Ⅱ））に適合しているものとして京都市長に届け出た事業所において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　ただし、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(2)、ロ(2)、ハ(2)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の６イ、ロ□　上記については、通所介護費のイからハまでの注１から注24まで並びにニ及びホについては、適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第１の６ハ | 適・否 | 【　算定の有・無　】□サービス提供ごとの提供時間を記録で確認 |
| 　ク　通所リハビリテーション | □　利用者に対して、受託居宅サービス事業者が、施設基準第６号（通常規模型、大規模型（Ⅰ）、（Ⅱ））に適合するものとして京都市長に届け出た事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で算定した、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　なお、通所リハビリテーション費のイ及びロの注１から注24まで並びにハからヘまでは、適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第１の７ | 適・否 | 【　算定の有・無　】□サービス提供ごとの提供時間を記録で確認 |
| 　ケ　福祉用具貸与 | □　利用者に対して、受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定しているか。　　ただし、１月当たりの平均貸与件数が、１００件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、当該指定福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。　　なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注１から注５まで及び注７については適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第１の８注　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準　◆平３０厚告８０　　　福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| コ　地域密着型通所介護 | □　利用者に対して、受託居宅サービス事業者が、施設基準第２７号の２イに適合しているものとして京都市長に届け出た事業所において、指定地域密着型通所介護を行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　ただし、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、地域密着型通所介護費のイ(2)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の９イ、ハ□　難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とする利用者に対して、受託居宅サービス事業者が、施設基準第27号の２ロ（療養通所介護）に適合しているものとして京都市長に届け出た事業所において、指定療養通所介護を行った場合には、地域密着型通所介護費のロの所定位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第１の９ロ□　上記については、地域密着型通所介護費のイからハまでの注１から注26まで、注28及び注29並びにニ及びホについては、適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第１の９二 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　サ　認知症対応型通所介護 | □　利用者に対して、受託居宅サービス事業者が、施設基準第28号に適合するものとして京都市長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　ただし、心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ（1）(二）若しくは（2）（二)又はロ（2）の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第１の10イ、ロ□　認知症対応型通所介護費のイ及びロの注１から注20まで並びにハ及びニについては、適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第１の10ハ | 適・否 | 【　算定の有・無　】□サービス提供ごとの提供時間を記録で確認 |
| ３　従業者の員数が基準を満たさない場合の算定 | □　介護職員の員数が、本主眼事項第２に定める員数を満たさない場合は、外部サービス利用型特定入居者生活介護基本サービス費に所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平１２厚告１９別表１０注２ただし書、平１２厚告２７第５号ロ　◎　常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することにより算定するものとし、小数点第２位以下を切り捨てるものとする。　　　なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に１割の範囲内で減少した場合は、１月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。◆平１２老企４０第２の１（４）　◎　人員基準上満たすべき介護職員の員数を算定する際の利用者数は当該年度の前年度の平均を用いる。（ただし、新規開設又は再開の場合は推定数による。）この場合、利用者数の平均は、前年度の全利用者数の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点第２位以下を切り上げるものとする。◆平１２老企４０第２の１（５）②　◎　看護職員又は介護職員の員数不足については、　　①　人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が減算される。 　②　１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。◆平１２老企４０第２の１（５）③　◎　看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について所定単位数が減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。◆平１２老企４０第２の１（５）④　◎　京都市長は、著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。◆平１２老企４０第２の１（５）⑥ | 適・否 | 【　事例の有・無　】※基本サービスの減算※看護職員の配置義務なし育休や短時間勤務制度等を利用している従業員がいる場合の常勤（換算）は、通知やＱ＆Ａどおりか |
| ４　身体拘束廃止未実施減算 | □　特定施設入居者生活介護費について、別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の1を所定単位数から減算しているか。◆平１２厚告１９別表１０注４　注　厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚労告９５第４２号の２ 　 　指定居宅サービス等基準第１８３条第５項及び第６項に規定する基準（身体的拘束等を行う場合の記録及び措置）に適合していること。　◎　身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第128条第５項の記録（同条第４項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第６項に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を京都市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を京都市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。◆平１２老企４０第２の２（６）準用 | 適・否 | 【　事例の有・無　】現に身体拘束が行われている事例があれば記録確認□　委員会の開催頻度　（３月に１回以上か）令和7年3月31日までは減算適用しない。（経過措置） |
| ５　高齢者虐待防止措置未実施減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１を所定単位数から減算しているか。◆平１２厚告１９別表１０注５　注　厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚労告９５第４２号の２の２　　　指定居宅サービス等基準第192条又は第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第37条の２に規定する基準（虐待の防止に係る措置）に適合していること。　◎　高齢者虐待防止措置未実施減算については、施設において高齢者虐待が発生した場合ではなく、居宅サービス基準第140条（指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する場合を含む。）又は第140条の15において準用する第37条の２に規定する措置を講じていない場合に、入居者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を京都市に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を京都市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。◆平１２老企４０第２の２（７）準用*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問167**・　高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となる。**・　なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問168**・　過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問169**・　改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から３か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。* | 適・否 | 【　減算の有・無　】 |
| ６　業務継続計画未策定減算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の３を所定単位数から減算しているか。◆平１２厚告１９別表１０注６　注　厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚労告９５第４２号の２の３　　　指定居宅サービス等基準第192条又は第192条の12において準用する指定居宅サービス等基準第30条の２第１項に規定する基準（業務継続計画の策定等）に適合していること。　◎　業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第140条（指定居宅サービス等基準第140条の13において準用する場合を含む。）又は第140条の15において準用する指定居宅サービス等基準第30条の２第１項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該施設の入居者全員について、所定単位数から減算することとする。なお、経過措置として、令和７年３月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。◆平１２老企４０第２の２（８）準用*Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.６　問7**・　感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。**・　なお、令和３年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。**Ｒ６Ｑ＆Ａ　Vol.１　問166**・　業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。**・　例えば、通所介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和７年10月からではなく、令和６年４月から減算の対象となる。**・　また、訪問介護事業所が、令和７年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和７年４月から減算の対象となる。* | 適・否 | 【　減算の有・無　】感染症の予防及びまん延の防止のための指針【　有　・　無　】非常災害に関する具体的計画【　有　・　無　】上記の指針及び計画があれば、令和7年3月31日までは減算適用しない。（経過措置） |
| ７　協力医療機関連携加算 | □　特定施設入居者生活介護費について、指定特定施設において、協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合は、協力医療機関連携加算として、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。◆平１２厚告１９別表１０注１３　⑴　当該協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第２項各号に掲げる要件を満たしている場合　100単位　⑵　⑴以外の場合　　　　　　　　 40単位　◎　協力医療機関連携加算について　◆平１２老企４０第２の４（１３）　　①　本加算は、高齢者施設等と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価するものである。　　②　会議では、特に協力医療機関に対して診療の求めを行うこととなる可能性が高い入居者や新規入居者を中心に情報共有や対応の確認等を行うこととし、毎回の会議において必ずしも入居者全員について詳細な病状等を共有しないこととしても差し支えない。　　③　協力医療機関が居宅サービス基準第191条第２項第１号及び第２号に規定する要件を満たしている場合には⑴の100単位、それ以外の場合には⑵の40単位を加算する。⑴について、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。⑴を算定する場合において、居宅サービス基準第191条第３項に規定する届出として当該要件を満たす医療機関の情報を都道府県等に届け出ていない場合には、速やかに届け出ること。　　④　「会議を定期的に開催」とは、概ね月に１回以上開催されている必要がある。ただし、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該施設の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年３回以上開催することで差し支えないこととする。なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。　　⑤　会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。　　⑥　本加算における会議は、指定居宅サービス基準第191条第３項に規定する、入居者の病状が急変した場合の対応の確認と一体的に行うこととしても差し支えない。　　⑦　看護職員は、前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において、居宅サービス基準第186条に基づき、利用者ごとに健康の状況について随時記録すること。　　⑧　会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】・看護職員による利用者ごとの健康状況の継続的な記録　→＜　有・無　＞・情報提供の内容確認　（月1回以上）・主治医からの受領確認を得ているか　（一括確認可） |
| ８　高齢者施設等感染対策向上加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして、京都市長に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。　◆平１２厚告１９別表１０チ注　⑴　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）・・・10単位　⑵　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）・・・ 5単位　　注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚労告９５第４２号の７　　イ　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）　　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　⑴　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第６条第17項に規定する第２種協定指定医療機関（以下「第２種協定指定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を行う体制を確保していること。　　　⑵　指定居宅サービス等基準第191条第１項本文（指定居宅サービス等基準第192条の12において準用する場合を含む。）に規定する協力医療機関その他の医療機関（以下この号において『協力医療機関等』という。）との間で、感染症（新興感染症を除く。以下この号において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。　　　⑶　診療報酬の算定方法別表第１医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（以下「感染対策向上加算」という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び区分番号Ａ００１に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算（以下「外来感染対策向上加算」という。）に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。　◎　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)について　　　◆平１２老企４０第２の４（２０）　　①　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)は、高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価するものであること。　　②　高齢者施設等において感染対策を担当する者が、医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に少なくとも１年に１回以上参加し、指導及び助言を受けること。院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第１医科診療報酬点数表の区分番号Ａ２３４－２に規定する感染対策向上加算（以下、感染対策向上加算という。）又は医科診療報酬点数表の区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注11及び再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する院内感染対策に関するカンファレンス又は訓練や職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンス又は訓練を対象とする。　　③　居宅サービス基準第 192 条により準用する第 104 条第２項（本主眼事項第４の２３）に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとすること。　　④　居宅サービス基準第191条第４項において、指定特定施設は、施設の入居者が新興感染症に感染した際に、感染者の診療等を行う第二種協定指定医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めるよう努めることとしており、加算の算定に当たっては、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。新興感染症発生時等の対応としては、感染発生時等における相談、感染者の診療、入院の要否の判断等が求められることから、本加算における連携の対象となる第二種協定指定医療機関は診療所、病院に限る。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問看護ステーションとの連携を行うことを妨げるものではない。　　⑤　季節性インフルエンザやノロウイルス感染症、新型コロナウイルス感染症など特に高齢者施設等において流行を起こしやすい感染症について、協力医療機関等と連携し、感染した入居者に対して適切に医療が提供される体制が構築されていること。特に新型コロナウイルス感染症については、「高齢者施設等における医療機関との連携体制等にかかる調査の結果について（令和５年12月７日付事務連絡）」のとおり新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療機関との連携状況等を調査しており、引き続き感染者の対応が可能な医療機関との連携体制を確保していること。　注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚労告９５第４２号の７　　ロ　高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）　　　　感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、３年に１回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。　◎　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)について　　　◆平１２老企４０第２の４（２１）　　①　高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)は、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、少なくとも３年に１回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月１回算定するもの。　　②　実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。　　③　居宅サービス基準第192条により準用する第104条第２項に基づき、介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関による実地指導の内容を含めたものとすること。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ９　新興感染症等施設療養費 | □　指定特定施設が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症（注）に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行ったうえで、指定特定施設入居者生活介護を行った場合に、１月に１回、連続する５日を限度として240単位を算定しているか。　◆平１２厚告１９別表１０リ注　注　別に厚生労働大臣が定める感染症　　※　令和６年４月時点においては指定している感染症はない。　◎　新興感染症等施設療養費について　◆平１２老企４０第２の４（２２）　　①　新興感染症等施設療養費は、新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者の療養を施設内で行うことを評価するものである。　　②　対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。令和６年４月時点においては、指定している感染症はない。　　③　適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策（スタンダード・プリコーション）の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指し、具体的な感染対策の方法については、「介護現場における感染対策の手引き（第３版）」を参考とすること。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】※　令和６年４月時点においては指定している感染症はない。 |
| 10　サービス提供体制強化加算 | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合しているものとして京都市長に届け出た指定特定施設が利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において、　次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平１２厚告１９別表１０ル注　注　厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚告９５第４３号　イ　サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・・・22単位次に掲げる基準のいずれにも適合すること。⑴　次のいずれかに適合すること。指定特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における、介護職員の総数の算定にあっては、指定特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。a　指定特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。b　指定特定施設の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。⑵　提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。⑶　人員基準欠如に該当していないこと。ロ　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）・・・18単位次に掲げる基準のいずれにも適合すること。⑴　当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。ただし、介護職員の総数の算定にあっては、イ⑴ただし書の規定を準用する。　　⑵　イ⑶に該当するものであること。　ハ　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）・・・６単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。⑴　次のいずれかに適合すること。ただし、介護職員、看護・介護職員又は職員の総数の算定にあっては、イ⑴ただし書の規定を準用する。a　当該施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。b　指定特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。c　指定特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数７年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。⑵　イ⑶に該当するものであること　◎　職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（３月を除く。）の平均を用いることとする。なお、この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては、利用者・入所者への介護業務（計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求事務等介護に関わらない業務を除く。）に従事している時間を用いても差し支えない。　　　ただし、前年度の実績が６月に満たない施設（新たに事業を開始し、又は再開した施設を含む。）についてのみ、届出日の属する月の前３月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、４月目以降届出が可能となるものであること。　　　なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とすること。　◆平１２老企４０第２の２（２８）①準用　◎　上記ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近３月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに届出を提出しなければならない。　◆平１２老企４０第２の２（２８）②準用　◎　勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。　◆平１２老企４０第２の２（２８）③準用　◎　勤続年数の算定に当たっては、当該施設における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。　　◆平１２老企４０第２の２（２８）④準用　◎　指定特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員とは、生活相談員、介護職員、看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。　◆平１２老企４０第２の４（２８）②　◎　同一の施設において指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。　　◆平１２老企４０第２の２（２８）⑥準用◎　提供する指定特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については、サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、施設として継続的に行う取組を指すものとする。◆平１２老企４０第２の４（２８）③（例）・ ＬＩＦＥを活用したＰＤＣＡサイクルの構築・ ＩＣＴ・テクノロジーの活用・ 高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化・ ケアに当たり、居室の定員が２以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。　*Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.１　問５**同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。**ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。**Ｈ21Ｑ＆Ａ　Vol.１　問６**産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。* | 適・否 | 【　算定の有・無　】前年度（3月除く。）の平均で割合を算出【　上記算出結果記録の有・無　】　年度（4月～翌2月）の左記割合数値を3月に確認の上、翌年度加算算定の可否を決定できているか。（不可の場合は速やかに届出要）※　前年度実績6箇月月ない場合は前３月平均 （　　月～　　月）○（Ⅰ） 介護職員の総数 人うち介福の数 人割合 ％（70％以上必要）10年以上の介福 人割合 　 ％（25％以上）サービスの質の向上に資する取り組み　【　有　・　無　】○（Ⅱ） 介護職員の総数 人介福の数 人割合　　　　　　 ％（60％以上必要）○（Ⅲ） （a、b、cのいずれか）ａ 介護職員の総数 人 　介福の数 　 人 　割合 ％　　（50%以上必要）b 看護・介護の総数 人 うち常勤職員の数 人割合 　　　　　％（75%以上必要）ｃ 直接処遇職員の数 人 　うち7年以上勤続者 人割合　　　　　　％ 　　（30%以上必要） 前３月の実績により 届出を行った場合、 毎月継続的に割合を 維持しているか確認 |
| 11　介護職員等処遇改善加算【賃金改善計画の策定と適切な措置】【処遇改善計画の作成・周知・提出】【賃金改善の実施】【処遇改善実績報告書の提出】【労働法令の遵守】【労働保険料の適正な納付】＜①月額賃金改善要件Ⅰ＞＜②月額賃金改善要件Ⅱ＞＜③キャリアパス要件Ⅰ＞　（職員周知）＜④キャリアパス要件Ⅱ＞　（職員周知）＜⑤キャリアパス要件Ⅲ＞　（職員周知）＜⑥キャリアパス要件Ⅳ＞＜⑦キャリアパス要件Ⅴ＞＜⑧職場環境等要件＞　（職場環境等の改善に係る取組の見える化） | □　別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、京都市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算しているか。　　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。◆平１２厚告１９別表１０ヲ注　※　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）主眼事項第６－２～４により算定した単位数に下記「表1」の加算率を乗じた単位数　表１　加算率

|  |  |
| --- | --- |
| 特定施設入居者生活介護 | 加算率 |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 12.8％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 12.2％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 11.0％ |
| 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） |  8.8％ |

　注　別に厚生労働大臣が定める基準　◆平２７厚労告９５第４４号　　　「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和６年３月15日付け老発0315第２号厚生労働省老健局長通知）」　　イ　介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）（Ⅰ）　　　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　　　⑴　介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業者負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が、処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。　　　⑵　当該事業所において、⑴の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、京都市長に届け出ていること。　　　⑶　処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について京都市長に届け出ること。　　　⑷　当該事業所において、事業年度ごとに介護職員等の処遇改善に関する実績を京都市長に報告すること。　　　⑸　算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。　　　⑹　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。　　　⑺　次に掲げる①から⑧までの要件を全て満たすこと。

|  |
| --- |
| ※　処遇改善加算（Ⅱ）については⑦の要件、処遇改善加算（Ⅲ）については⑥及び⑦の要件、処遇改善加算（Ⅳ）については⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。また、いずれの加算区分においても、②の要件は、処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかの算定以前に介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「旧ベースアップ等加算」という。）又は令和６年度中の経過措置区分として、令和７年３月31日まで算定することが可能であった処遇改善加算（Ⅴ）⑵、⑷、⑺、⑼若しくは⒀を算定していた事業所については適用しない。 |

　　（月給による賃金改善）　　　　①　処遇改善加算Ⅳの加算額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の改善に充てること。　　（旧ベースアップ等加算相当の賃金改善）　　　　②　令和６年５月31日時点で現に旧処遇改善加算を算定しており、かつ、旧ベースアップ等加算を算定していない事業所が、令和８年３月31日までの間において、新規に処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれかを算定する場合には、令和７年度においては、旧ベースアップ等加算相当の加算額が新たに増加するため、当該事業所が仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる加算額の３分の２以上の基本給等の引上げを新規に実施していること。　　（任用要件・賃金体系の整備等）　　　　③　次の㈠から㈢までを全て満たすこと。　　　　　㈠　介護職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　　　　　㈡　㈠に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めていること。　　　　　㈢　㈠及び㈡の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。　　（研修の実施等）　　　　④　次の㈠及び㈡を満たすこと。　　　　　㈠　介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及びａ又はｂに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。　　　　　　ａ　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT等）を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。　　　　　　ｂ　資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。　　　　　㈡　㈠について、全ての介護職員に周知していること。　　（昇給の仕組みの整備等）　　　　⑤　次の㈠及び㈡を満たすこと。　　　　　㈠　介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のａからｃまでのいずれかに該当する仕組みであること。　　　　　　ａ　経験に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みであること。　　　　　　ｂ　資格等に応じて昇給する仕組み　　　　　　　　介護福祉士等の資格の取得や実務者研修等の修了状況に応じて昇給する仕組みであること。ただし、別法人等で介護福祉士資格を取得した上で当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。　　　　　　ｃ　一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み　　　　　　　　「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。　　　　　㈡　㈠の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。　　（改善後の年額賃金要件）　　　　⑥　経験・技能のある介護職員のうち１人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算等を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額440万円以上であること（処遇改善加算等による賃金改善以前の賃金が年額440万円以上である者を除く。）。ただし、以下の場合など、例外的に当該賃金改善が困難な場合であって、合理的な説明がある場合はこの限りではない。　　　　　・　小規模事業所等で加算額全体が少額である場合　　　　　・　職員全体の賃金水準が低い事業所などで、直ちに一人の賃金を引き上げることが困難な場合　　（介護福祉士等の配置要件）　　　　⑦　サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること。具体的には、処遇改善加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所においてサービス類型ごとにサービス提供体制強化加算、特定事業所加算、入居継続支援加算又は日常生活継続支援加算の各区分の届出を行っていること。　　（職場環境等要件）　　　　⑧　下記「表２」に掲げる職場環境等の改善に係る取組を実施し、その内容（下記「表２」参照）を全ての介護職員に周知すること。　　　　　　その際、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、下記「表２」の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに１以上の取組を実施し、処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は、下記「表２」の取組のうち１以上を実施すること。　　　　　　また、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、下記「表２」の「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち、３以上の取組（うち⑰又は⑱は必須）を実施し、処遇改善加算（Ⅲ）又は（Ⅳ）を算定する場合は生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち、２以上の取組を実施すること。ただし、生産性向上推進体制加算を算定している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとし、１法人当たり１の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。　　　　　　さらに、処遇改善加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合は、職場環境等の改善に係る取組について、ホームページへの掲載等により公表すること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、処遇改善加算の算定状況を報告するとともに、職場環境等要件を満たすために実施した取組項目及びその具体的な取組内容を「事業所の特色」欄で選択すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。　　ロ　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）　　　　イ⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ⑺の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑦の要件を満たさなくても算定することができる。　　ハ　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　　　　イ⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ⑺の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑥及び⑦の要件を満たさなくても算定することができる。　　二　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　　　　イ⑴から⑹までに掲げる基準のいずれにも適合するとともにイ⑺の①から⑧までに掲げる要件を全て満たすこと。ただし、⑤から⑦までの要件を満たさなくても算定することができる。　　　※　当該加算は区分支給限度基準額の算定対象外とする。表２　職場環境等要件表３　加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定要件（賃金改善以外の要件） |  | 【　算定の有・無　】□　処遇改善加算（Ⅰ）□　処遇改善加算（Ⅱ）□　処遇改善加算（Ⅲ）□　処遇改善加算（Ⅳ）□　雇用契約書を確認□　処遇改善計画書を確認□　賃金改善の根拠規程（賃金規程等）を確認□　計画書の内容の職員周知方法を確認□　処遇改善実績報告書の確認　　年度最終の加算支払月の翌々月の末日までに実績報告書を提出（例：加算を算定する最後のサービス提供月が３月の場合、５月支払となるため、２か月後の７月末となる）□　労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等を確認※③④⑤については令和７年度中に賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、令和７年度当初から要件を満たしたこととして差支えない。□　職員周知方法の確認□　資質の向上の支援に関する計画を確認□　職員周知方法の確認□　就業規則、昇給表等を確認□　職員周知方法の確認※入居継続支援加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又はサービス提供体制強化加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）※⑧については令和７年度中に取組を行うことを誓約した場合に限り、令和７年度当初から要件を満たしたこととして差支えない。□　実施した取組内容の確認□　介護サービス情報公開システム等の確認 |